

東近江市協働のまちづくり条例の構成（事務局案）

前文

東近江市の歴史や背景を踏まえ、協働の必要性や条例の趣旨を明記する。

第1章 総則

目的

協働のまちづくりについての基本的な事項を定めることを目的とする。

定義

各用語の定義を定める。

まちづくりの基本理念

協働のまちづくりを推進するために基本理念を定める。
(地域に対する想いを持つ、自ら行動する、共有する、お互いに理解しあう、つながる等)

協働の原則

市民と行政が協働するための基本的なルール。

市民の権利と役割

市民の参画できる権利とまちづくりを担う役割を定める。

行政の役割と責務

行政の役割と責務を定める。

第2章 参画のまちづくりの推進

参画の制度

市政に市民が参画できる制度について定める。

計画等への参画

計画や条例の制定に参画できる制度について定める。

審議機関への参画

審議機関における参画について定める。

第3章 協働のまちづくりの推進

人材の育成

まちづくりの担い手の育成について定める。

情報の共有

互いに情報を提供し、共有することについて定める。

資金

資金の円滑な調達及び配分について定める。

提案制度

協働事業を提案できる制度について定める。

活動拠点

市民活動の拠点となる施設について定める。

中間支援組織の育成

協働事業を円滑に進める中間支援組織の育成について定める。

第4章 地域自治の推進

地域自治のあり方

地域自治の定義、趣旨、目的、主体、拠点などについて定める。

まちづくり協議会

まちづくり協議会の定義、権能、要件、役割などについて定める。

自治会

自治会の定義、役割などについて定める。

第5章 推進体制等

市民協働推進計画の策定

協働のまちづくりを計画的に推進するために、協働推進計画の策定について定める。

市民協働推進委員会

協働に関する施策の推進策の検討及び施策の成熟度を測るために、市民協働推進委員会の設置について定める。

条例の見直し

5年を超えない期間ごとに、社会状況や推進状況を検証し、条例の見直しを行う。

委任

条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任する。